

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）  
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの  
で、同条第二項の規定により報告する。

令和三年二月十七日

江戸川区長 齊藤 猛

## 和解調書(総括表)

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	422,662 円	1 件
合 計	422,662 円	1 件

## 和解調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金  
 担当部課 生活振興部地域振興課

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	422,662 円	令和2年11月25日	東京簡易裁判所 令和2年(八)第28523号	平成2年3月13日	元金 105,000 円 利息金 6,900 円 遅延損害金 310,762 円	令和2年12月から令和4年7月まで 毎月末日限り20,000円ずつ 令和4年8月末日限り22,662円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民(債務者)
計	422,662 円	/	/	/	/	/	/